

紀美野町第4回定例会会議録

平成28年12月9日（金曜日）

○議事日程（第3号）

平成28年12月9日（金）午前9時00分開議

- 第 1 議案第80号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第81号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第82号 町有財産の無償貸し付けについて
- 第 4 議案第83号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 第 5 議案第84号 平成28年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について
- 第 6 議案第85号 平成28年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 7 議案第86号 平成28年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 8 議案第87号 平成28年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第 9 議案第88号 平成28年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第10 議案第89号 平成28年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第90号 平成28年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第91号 平成28年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第13 議案第92号 平成28年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第14 議案第93号 紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第94号 物品購入契約の締結について

（平成28年度紀美野町事務処理用パソコン整備事業）

- 第16 議員派遣の件について
第17 閉会中の継続審査の申し出について（産業建設常任委員会）
第18 閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）
第19 閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）
第20 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第20まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	南 昭和君
2番	上 柏 皖 亮君
3番	七良浴 光君
4番	町 田 富枝子君
5番	田 代 哲 郎君
6番	西 口 優君
7番	北 道 勝 彦君
8番	向井中 洋 二君
9番	伊 都 堅 仁君
10番	美 野 勝 男君
11番	美 濃 良 和君
12番	小 棕 孝 一君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
----	----

町	長	寺	本	光	嘉	君
副	町	長	小	川	裕	康
教	育	長	橋	戸	常	年
消	防	長	家	本	宏	君
総	務	課	長	細	峪	康
企	画	管	財	課	長	中
住	民	課	長	増	谷	守
税	務	課	長	西	岡	秀
保	健	福	祉	課	長	湯
産	業	課	長	湯	上	章
建	設	課	長	井	村	本
教	育	次	長	前	田	勇
会	計	管	理	者	南	秀
水	道	課	長	田	中	克
ま	ち	づ	く	り	課	長
美	里	支	所	長	西	敏
代	表	監	査	委	員	向

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事	務	局	長	大	東	淳	悟	君
書				記	井	戸	向	朋

開 議

○議長（小椋孝一君） 規定の定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（小椋孝一君） 本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第80号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第1、議案第80号、紀美野町税条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 80号について質疑させていただきます。

紀美野町税条例の一部を改正する条例についてということで、日本と台湾の間の投資や総合経済交流を促すために、2015年11月に日本の公益財団交流協会というところと台湾の亜東関係協会というところの間で結ばれました所得に対する二重課税の回避と脱税の防止のための取り決めに基づく国の税制が改正されました。

日本に居住していても、恒久的住所の所在等が台湾である居住者は日本の非居住者とするということと、台湾居住者が得る所得の種類に応じ源泉地である日本の課税が軽減または非課税とされる。台湾居住者が得る事業所得のうち日本国内にある事業所等にきせられないものについて、日本の所得税また法人税が非課税とされるという、こうした非課税もしくは軽減措置がいろいろあるわけなんですけど、ただ、地方税については、財務省等の説明を見ても、個人住民税及び法人住民税について、日台間租税取り決めに規定された内容の実施に関する国税の取り扱いに準じて所要の措置を講じるということで、先般来説明どおりに地方税、町民税がどうなるという話も説明があったんですが、これに関して具体的に地方税がどうなるのかについていま一度説明をお願いします。

以上です。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

（税務課長 西岡秀育君 登壇）

○税務課長（西岡秀育君） それでは、田代議員の御質疑にお答えいたします。

田代議員言われるとおり、所得税についてはそうでございます。台湾は中国の国で、台湾は国家非政府間という形で国とは認められていませんので、このたびの外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が国で定められました。

この法律というのは本来は租税条約という形で結ぶものですが、台湾については、台湾国、国ではなく中国の一政府ということの位置づけであるものでございます。

議員先ほどからの話で、日本と台湾の組合がそれぞれの協定を結び、本年の5月にそれを応化するために国内法を定めたものでございます。

先ほど議員からありました組合を通じた投資等、金利等につきましては、所得税、本来ならば国内法であれば20%、その内訳は15%は所得税、5%が地方税である住民税でございます。それを所得税を10%にするという協定のものでございます。そのうちの10%の内訳は、地方税が5%であり、所得税が5%ということになっております。その5%以外に例えば所得に応じて租税間の取り決めの中で非課税になる分野がございます。例えば台湾の中央銀行を介して日本での金融機関並びに投資会社等を通じて利益を得た場合は、また台湾政府の勧誘する投資については、日本国内では非課税となっております。

当然、先ほど協定で申し上げました5%は、源泉徴収という形で収益から天引きをされております。その分は地方税に戻りますが、ただ、非課税となる中央銀行、政府間等の投資については非課税になりますから5%は引かれません。ですから、その分の引かれていない方の分を条例で3%、県で2%、5%を引きますという条例でございます。

なお、本来の税であれば、総合課税であれば住民税は10%いきます。ですから、この分につきましては、利子、配当につきましては分離課税である本来の5%、町民税3%、県民税2%の税率を用い今回上程させてもらったところでございます。

その条項につきましては、議案書23ページの附則第20条の2、1項に税率3%で、その他の所得と区分するというのは分離課税を指しております。

同じく配当につきましても、25ページの3項のところにもその他の所得と区分し、100分の3%を乗じるということをお占めさせていただいておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

（税務課長 西岡秀育君 降壇）

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 非常にややこしいので確認しておきたいと思うんですけども、要するに台湾20%、日本に20%という合わせて40%を合わせて20%にすると。それについて日本は20%であるところ10%にするのに町県民税は5%そのまま、国税のほうが要するに20から5引いた15払うところを無効にすると、こういうことでよろしいですね。

○議長(小椋孝一君) 税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長(西岡秀育君) 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

本来それぞれの税率で各国が税を徴収するものでございまして、日本には所得税、地方税、住民税というふうな税方式がございまして。当然、台湾においてでもいろいろな課税方法があり、必ずしも日本の課税方法が世界と同等とは限っておりません。ですから、議員からの提言がありましたとおり、本来は国内であれば20%を差し引きますよ。それが所得税15%で地方税が5%の20%ですよ。台湾の現行の法律では20%になっておりますので、本来ならば協定を結ばなかったら、日本国内でも20%差し引かれ、台湾の国でもその所得の利益を上げた会社が20%引かれという二重課税になります。それを防止するがための今回の国内法の制定であり、条例の提案であります。

ただ、御理解いただきたいのは、日本の組合と台湾の組合を通じた分については、既に日本国内で10%徴収しておりますので、そのうち5%は地方税に回ります。ですから、その分については大丈夫なんですけども、ただ、台湾国政府が関与するもしくは台湾中央銀行を介して利益を得た場合、日本の金融機関等を通じて得た場合については非課税となります。その非課税となった配当、利子については、地方税、今上程させていただいております町民税3%、県民税は県で条例を制定していると思っておりますが、2%、5%を徴収するというところでございまして、御理解を賜りたいと思っております。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) 要するに町だけ見た場合、我々は条例でしか変えたり等できないので、条例で改編できる部分について5%はそのままと、日本に入ってくる税金は20から10になるけれども、今言われたように町への税金は3%、県への税金

2%の5%は変わりませんということでは何もないと、そういうことでよろしいんですね。

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

○税務課長（西岡秀育君） 今回の条例についてはそのとおりでございます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第80号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第81号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第2、議案第81号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第81号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第82号 町有財産の無償貸し付けについて

○議長(小椋孝一君) 日程第3、議案第82号、町有財産の無償貸し付けについて議題とします。

これから質疑を行います。

8番、向井中洋二君。

(8番 向井中洋二君 登壇)

○8番(向井中洋二君) それでは、町有財産の無償貸し付けについて、この用地及び建物を無償で貸し付けることについてであります。この用地は町が借地料を支払っていると思います。その費用の負担額はどうなっているのかお伺いします。

(8番 向井中洋二君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷昌弘君 登壇)

○企画管財課長(中谷昌弘君) それでは、ただいまの向井中議員の御質疑にお答えいたします。

今回、上程をしております旧志賀野小学校の町有財産の無償貸し付けについてでございますが、旧志賀野小学校の施設に係る分につきましては、契約者は5名でございます。金額につきましては、借地料全体で148万7,116円となっております。

以上でございます。

(企画管財課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 8番、向井中洋二君。

○8番(向井中洋二君) 相当な金額が無償貸し付けということでやっているわけですが、旧真国診療所の跡地にりらさんが学生寮、この用地については多分用地代はいただいていると思うんです。その中で旧志賀野小学校について無償貸し付けをしていく、同じ学校の施設の使い方であるのに片一方はいただいている、片一方は無償で貸し付けるということのこの根拠と申しますか、考え方についてお伺いします。

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷昌弘君） 向井中議員の再質疑にお答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、旧真国診療所跡につきましては、貸賃ということでいただいております。これにつきましては、寄宿舎ということでございます。そういうことで賃料をいただいております。

それと、旧志賀野小学校が無償貸し付けということでございます。こき無償貸し付けの根拠といえますか、理由につきましては、りら創造芸術高等学校につきましては、平成19年4月より学校法人りら創造芸術学園が旧真国小学校を借り受け、真国地域においてすぐれた教育と人間性を備えた人材の育成を目標としてりら創造芸術高等専修学校を開校してございます。

また、本年4月からは制度を変更してりら創造芸術高等学校として新たにスタートしてございます。

当校につきましては、開校以来、世界民族祭in紀美野や真国御田の舞の伝承活動並びに志賀野地区におきましては、丹生神社で行われている祭りの参加や各種志賀野フェスタ等々への参加など、志賀野地域においても住民と交流する中で、現在も一体となった取り組みをしていただいております。町おこしの役割を十分果たしていただいているものと考えてございます。

また、志賀野地域の皆さんが町おこしを進める上で拠点となる旧志賀野小学校でりら創造芸術学園さんに来てもらって地域と一体となって盛り上げていきたいというような背景の中で現在に至っているものと考えております。

そのような理由のことから、今回、無償で貸し付けすることを上程したものでございます。

以上、説明といたします。御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君） 8番、向井中洋二君。

○8番（向井中洋二君） 寄宿舎だからお金をいただく、そやけど、りらさんにとってもこの4月から高等学校としてきちっと公にも認められたというか、高等学校としてスタートするわけであるのでどうかということ再度聞きたいのと、貸し付け期間が以前5年前にやっって今回は10年ということで、この5年から10年に延びたという理由も含めて最後にお伺いします。

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷昌弘君） それでは、向井中議員の再々質疑にお答えいたします。

なぜ無償にするのかということなのですが、旧志賀野小学校につきましては、利用形態が学校の教育、いわゆる授業として使うということが大きなことでございます。

それと前回5年で今回10年ということなのですが、前は5年ということで1回目の更新でございましたので、今後、費用を含めて検討するという段階の中で5年といたしました。今回につきましては、同じような今までのりらさんの貢献等いろいろなことを含めまして新たに10年を無償でということを決めたものでございます。

以上、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 先ほど課長のほうから説明がございましたが、やはり寄宿舎というのと学校の直接教育施設というのはおのずから違います。といいますのは、寄宿舎の場合は有料ということでやっていますし、学校の教育施設として直接使用されている。それについては無償ということで今回提案をさせていただいた。

それと、前は5年であったと、ここへは10年になっているんじゃないかと。この5年の暫定期間をやはり見ながら、その実績を踏まえた上で今回は10年としたと、こうということでございますので、やはりこのりら高等学校につきましては、正式高校ということで県でも認められました。そんな中でやはりこのりらを今後とも育てていく、そうした政策も1つの過程ではないかというふうに考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

6番、西口 優君。

（6番 西口 優君 登壇）

○6番（西口 優君） 私も82号について聞かせていただきたいと思います。

向井中議員からもあったんですけど、私も若い人らが町内の学校に行ってるということでそれなりの村おこし、一定の効果というのはもちろん期待している。そういうことに対しても事実なんやけど、それでも10年の無償貸し付けというのは、町有地ならわかるねんけど、あくまでも借地でしょう。だから、借地を役場が地代を負担するという、それも地代も建物の部分だけで、先ほどの説明の中に148万7,000円やと、こう

いうふうな話でしたけど、周辺を含めたら二、三百万円になるという、そういうふうな話を聞かせてもらいました。これについても昔のバブル前から60年契約になってという、今考えたら結構地主を優遇したような、それそのときの相場かもわからんけども、今ではちょっと考えにくいような長期の契約になっている。ただ、そういう中で、公立やったらわかるねんけど、あくまでも私学でしょう。だから、そういうふうに分かるとしたら、たとえ高校といえども、私立高になっているから、やっぱり地代の一部負担ということを求められないかなと、こういうふうに思うんです。

それと、2つ目として、地元の人々から学校の存続について応援がある。これも確かに事実なんだろうけど、ただし、この人たちの中に地主がいてると、地主の人らが学校を存続するために声を上げるというのは、あまり利害関係がある人が声を上げるということについてはちょっとどうかいなと思ってしまいうんで、その点の考えを聞かせてもらいたいと思います。

それと、この契約書を見せていただきました。もちろん個人名も金額についても黒塗りという、こういうふうな、だから契約の中身だけわかるという形の、筆もどこについても実際には地番もわからんねんけども、ただ、この1筆の中に学校用地としてこの土地の賃貸借期間がとにかく平成36年3月31日までとなっている。あとは40年になったり、そういうふうになっているけど、ただ、この土地については、まだ筆界未定になっている。だから、借りる期間が一部にしる平成36年3月31日までとなっているのに貸し付ける期間が平成38年3月31日ということについてはちょっと無理があると思うんですよ。だから、どのように考えているのかちょっと姿勢を聞かせていただきたいと思います。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷昌弘君 登壇)

○企画管財課長 (中谷昌弘君) それでは、ただいまの西口議員の御質疑にお答えをいたします。

まず1点目、借地料といいますか、地代をなぜ取らないのかという点でございます。

先ほどの私の御説明の中にも重複しているところがございますが、現在、旧志賀野小学校の使用の目的が学校施設、また、教育の場として効果的に利用されていること。また、先ほども申し上げましたが、地域が一体となって町おこしを盛り上げていくという背景

の中で、りらさんが十分にその役割を果たしていただいていること。そういうことでりら創造学園さんにつきましては、支援をしていきたいということの理由の中から無償としているものでございます。

それと2点目、借地の期限が平成36年3月31日になっていると、それと今回の無償貸し付けの期間が違うということの御質疑であったかと思えます。

まず、今回、上程しております旧志賀野小学校の貸し付け期間につきましては、先般6月議会で御可決いただきました旧真国小学校の町有財産の無償貸し付け期間と同様にさせていただきます。りら創造芸術高等学校の教育方針である社会に貢献できる人材を育成するため、普通教育に関する強化と、連携して舞台創作活動等の芸術科目を学ぶ場として旧真国小学校と旧志賀野小学校が一体となって学校として効果的に使用されていることから、貸し付け期間につきましては、旧真国小学校と同様の平成38年8月31日とさせていただきます。

また、1名の方が借地の期限が平成36年3月31日ということであることにつきましては、この借地につきましては、旧志賀野小学校の校舎、グラウンド並びに社会体育施設である体育館などが一体となっているものでございます。

志賀野地区におきましても、地域の町おこしの拠点として地区全体が積極的にこの場を活用しているものであり、また、災害時における緊急避難場所としても重要でございますので、議員御指摘の1名の地権者につきましては、契約期限前に更新をしたいと考えてございます。

以上でございます。御理解を賜りたいと存じます。

(企画管財課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 6番、西口 優君。

○6番(西口 優君) 体育館の付近やという話、それは確かにある意味、私らも実際のところこういうふうな形でもらってもどこということは特定はできません。ましてその土地についても実際のところ多分相続された方も、ああいうグラウンドの中の一部という形でどこというのは多分地主でさえわかりにくいと思うんです。これ筆界未定となっているということについて、私がもらったら学校用地という中の形の契約書、そういう中でさりとして地主もどこというのが特定しにくい状況かなと思うんです。確かにこの全部を買い取るとか、全部を借りるとかということについてやったら、それは確かに可能やろうと思うけども、現状ああいうグラウンドの形になっていて何人かで持って

いる場合、そういうことは実際問題として貸すときは考えてない。まさか写真も撮っていると、昔の形のあり方では、今やったら地籍も済んでいてどこからどこまでというのが自分の分ってわかる。だから、返還することも可能やろうと思う。だけど今の現状の中でやったら非常に難しいんじゃないかなって、そらどこがどこやったって後で言われても、双方地主の方がどこというのを特定できていたら、実際には筆界未定なんてなっていないと思うんやけど、特定がはっきりできてないからこういうふうな形になっているんやなと思うんよ。だから、そういった中で、この借り入れる期間が36年3月31日という、こういうふうに期日が切られている中で、82条の契約期間がその以内だったら、ある意味理解もできるんやけど、それを超えてするとやっぱり将来に問題を残す。だから、この契約期間内に一旦して、そしてこれの足並みをそろえてから延長すべきやと、こういうふうに思うんです。だから、今の時点でこれを素直に、多分グラウンドの端っこやって言われたところで誰もそれを、本当に特定できるのだったら筆界未定なんてことになってないでしょう。

だから、なっているということについては、やっぱり地域のためにというのもわかるねんけども、ただ、この議案の10年という期間と借り入れている期間との差があるということについて、素直にはいそいですかかっていかんわけよ、実際問題として。だから、ここっちはっきりできちゃったら、それはそれでそこだけ返したらええわとか、そこだけ買い取ったらとか、そういうことも可能なんやろうと思うんやけど、今の現時点ではちょっと非常に難しいと。だから、その考えをどんなんよって思うてしまうわけでしょう。だから、その点をもう1回答弁してくれよ。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再質疑にお答えいたしたいと思いますが、この志賀野小学校跡、これにつきましては、緊急避難場所でもある。そして、地域の皆さん方がああいうふうに冬フェスタとか、また夏フェスタとか、そうしたことで活用されている。また、日ごろはパークゴルフとして利用しているということで、本当に町の活性化の拠点として今使われております。

そうした中でなぜ1カ所だけ期間が短いのに10年という契約をするのかと、こういうことでございますが、これにつきましては、民法で言うてもこれは可能です。あくまでも債務は残ります。町としてそれを履行ささんなん。というのは、りらと契約したら、後の4年間ですか、これはやはりりらに対して債務を負うのは町です。しかしながら、

あの町全体が境界明示ができてない。そうした中でやはり緊急避難場所ということもありますので、これからこれを借りていきたい。また、借りるべきであるというふうな判断をした上でこの債務につきましては町は履行していくということでこれを提案させていただいた、こういうことをございますので御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 今の町長の話の中では、緊急避難場所とかパークゴルフにも地域の方が大いに利用しているからという、それは確かにそうなのでしょうけど、今ここに上がっている82号ということについては、あくまでもりらに対しての学校の無償貸し付けでしょう。だから、その学校を避難場所に使うのはそれはまた別の話であって、あくまでも議案ということについては、学校として貸してくれという、こういう中で、例えば避難場所やったら避難場所に借りたいからまた別の案件でそういうふうに出てきたら、こうかなと思うけど、そうでなくて、あくまでも学校施設として議案として出てきていることについては、緊急避難場所に使うおうがパークゴルフに使おうがそれはまた別の話やないかと、こういうふう思うわけです。

だから、それはあくまでも学校用地を今度は学校へ一旦貸して、そうして学校からまた避難場所に使わせてもらうということについては、それはそれもありやろうとは思はんやけど、ただ、議案という解釈からしたら、あくまでもそれは議案でしょう、出てきてんのは。学校として無償貸し付けという形になっているから、そういうことから考えたら、それをどういうふうにもまた改めて使うとか何とかという問題とはまたちょっと次元が違うような気がするんやけど、だから、学校のとにかく10年ということがとりあえずひっかかるわけよ。地主との後の話もつくかもわからんけど、それやったらついでからこういうふうな議案を上げてきてもらわんことには、今現時点で36年しか借っていないのにそれを38年まで人に貸すということについては、ちょっと納得しかねるんで再度の答弁を求めたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員のおっしゃられることも一理あるかと思ひます。しかしながら、この境界明示がされてないということは、あの土地全体で1つのもんやという見解を持たざるを得んと。その中で今おっしゃられる土地の面積ですね、大体4分の1程度なんです。ただ、やはり借り受けるということになりましたら、全体の土地

を借り受けやんなん。そんな中でそうした緊急避難所等もこの土地の中にはありますよ
ということをお前は説明させていただきただけであって、学校に対してはやはり今の施設、
これを使ってこれからの町おこしの一環としてやっていただきたい。そうした思いから
契約を提案させていただいたということでございます。

そんな中で、議員おっしゃられるように、この土地の場所がわかりやこんな問題に
も何もならんわけです。そんな中でやはり1筆の土地としてしか今見られないと。先ほ
ど申し上げました148万何がしかの借地料、これについても全体の金額なんですね。
りらの部分だけの金額じゃないんです。

したがって、それぐらいの債務負担を負ってもやはり町としてこれからの町おこ
し、また村おこしのために頑張っていきたい、そうした思いで提案をさせていただきました。

また、先ほど来おかしいやないかという話の中でございますが、これは民法上はやは
り契約というのは成立でございます。そして、町として先ほど申し上げましたとおり、
残任期間というか、その期間については債務を負うということは事実でございます、り
らに対して。それを履行するだけのことを町はせんなんと、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） ただいま町長からその意義とかということで詳しく説
明していただきました。

西口議員が言われている1つの借地期限ということが5人の地権者の中の1人が平成
36年末で期限が切れるということのところを強く言われているということがございま
した。議員の言われることも我々もよくわかるということで、その地権者の方には、了
解をいただいているということを御説明させていただきたいと思っております。

36年に切れるんですが、そのうちの了解しますよという地権者の了解もいただい
ているということをつけ加えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 9時44分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時01分）

○議長（小椋孝一君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 議長の許しを得てお願いがございます。先ほど私が説明いたしました、このことにつきましては、その発言を取り消していただきたく、どうかよろしくをお願いします。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

3番、七良浴 光君。

（3番 七良浴 光君 登壇）

○3番（七良浴 光君） 先ほどから用地の話でありましたが、私は建物の話でお尋ねしたいと思います。以前まで町立の小学校として維持管理をなされてきて、約5年前ですか、平成24年の4月から「りら」のほうに無償貸し付けをやっているということでございますが、その建物については、議案第82号をみさせていただくと建物が1,116平方メートルあるということで、すでに皆さんご承知かと思いますが消防法第17条の3の3、また消防法施行規則第31条の6に定められた消防用設備等または特殊消防用設備等の点検報告義務が課された建物だとこのように理解しておりますが、この建物管理上、平成24年4月以降そういう法律に定められた点検を履行されているのかどうかお尋ねします。

（3番 七良浴 光君 降壇）

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時04分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時05分）

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

（企画管財課長 中谷昌弘君 登壇）

○企画管財課長（中谷昌弘君） ただいまの七良浴議員の御質疑にお答えをいたし

ます。

いわゆる消防法に基づく点検等はされているのかという御質疑であったかと思えます。

それにつきましては、現契約の中において維持管理並びに補修というところの条項を定めてございます。それにつきましては、その建物の一切の設備について、もしくは維持管理並びに補修について、甲、いわゆる町の責めを負わないということを書いてございます。その中でその点検についてもしていただくという考えでございます。私の認識不足で申しわけございません。

点検をしているかどうかというのは現時点では認識しておりませんが、もしそれがしていないという状況であれば、うちのほうから厳しく指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(企画管財課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 3番、七良裕 光君。

○3番 (七良裕 光君) 企画管財課長は点検を実施されているか否かということについては把握はされていないということでございますが、やはり町の建物であったものを無償で貸し付けているという経緯から考え、また先ほど来町長からも地域おこしの拠点ということで大変重視していただいているように受けとめました。

地域住民の1人としてやはり安全に安心して使える施設であってほしいと、このように思いますので、ぜひとも今回の無償貸し付けに係る契約の中へは最低限法律に定められた義務は履行する旨しっかりと明記していただきたいと思いますが、そのことについて答弁願いたいと思います。

○議長 (小椋孝一君) 町長、寺本君。

○町長 (寺本光嘉君) 七良裕議員の再質疑にお答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、明記をしてまいりたいと、そのように思います。

以上です。

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) いろいろと質疑等あったわけでございますけれども、町の旧野上町での非常に借地というのが多いわけで以前から議会でも指摘があったところ

でございますけれども、そういう中で必要でないものについては、契約期間が過ぎればお返しすると。また、必要なものについては、それを借地から購入させてもらおうと、そういうことでやってきたと思うんですけれども、この土地についてもそういうことで当たっていると、そういうことでよろしいですか聞いておきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷昌弘君 登壇)

○企画管財課長 (中谷昌弘君) それでは、ただいまの美濃議員の御質疑についてお答えをいたします。

今回、上程しております旧志賀野小学校の無償の貸し付けにつきます用地ということについて、今後、返却もしくは購入ということはどういうふうな考えを持たれているのかという御質疑であったと思います。

今回の用地につきましては、先ほども御説明をいたしましたとおり、施設と運動場というのは一体となっております。用地につきましては、各筆が網の目のような形というんですか、複合している用地でございます。その関係者につきましては、複数いらっしゃるということでございます。

今後、借地の期限が近づいてまいりました時点で関係者全員お集まりいただいて説明した中で、あくまで地権者の御意向というものもございます。そういうことを含めまして借りていく、もしくは購入していくということを進めてまいりたいと現時点では考えてございます。

以上でございます。

(企画管財課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第82号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

6番、西口 優君。

(6番 西口 優君 登壇)

○6番 (西口 優君) 議案第82号については、反対の立場から討論をいたしま

す。

若い人たちが町内の学校に多くいるだけで町おこしに一定の効果が期待できるのも事実です。それでも契約書を見せていただくと、町が地主から学校用地として借り入れている土地の1筆に賃貸借期間は平成36年3月31日までとされているのに貸し付ける期間が平成38年8月31日では無理があります。借り入れている期間を超えて貸し付けると将来に問題を残します。よって、現時点では議案第82号について反対いたします。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

1番、南 昭和君。

(1番 南 昭和君 登壇)

○1番 (南 昭和君) それでは、議案第82号について賛成討論を行います。

先ほど来からの質疑におきましても、契約上の問題でいろいろと物議を醸したものです。そんな中で執行部からの答弁の契約期間に伴うそういったリスクめいたもの、そういうことに関してでも執行部のほうからは、そういった債務を負うと、非常にそれは危惧するところは多少あるんですけども、私は大義で話を申しますと、やっぱり紀美野町というのは、1万足らずのこの町でやっぱり大成校舎を踏まえまして美里分校、そして慶風とりら、この4校があります。

そうしたこういう小さい町の中で、若い人を教育している、育てている。そういった観点からも申しますと、先ほど借地料148万7,000円年間払いながら、それを無償で貸し付けるのはおかしいじゃないかという意見もありましたけども、私はそういった人口の少ない町の中で若い人を育てている意味合い、このことを将来的なことも踏まえまして、私は今回上程されております議案第82号、建物についても、先ほど来消防法に関することを踏まえまして契約書にはっきりと明記すると答えられました。そういったことを踏まえまして、私はこの82号に賛成したいと思います。

(1番 南 昭和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 反対論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君）　　これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（起立多数）

○議長（小椋孝一君）　　起立多数です。

したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4　議案第83号　和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（小椋孝一君）　　日程第4、議案第83号、和解及び損害賠償の額を定めることについて議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第83号に対する討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5　議案第84号　平成28年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（小椋孝一君）　　日程第5、議案第84号、平成28年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番　田代哲郎君　登壇）

○5番（田代哲郎君） 平成28年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

歳出面で46ページ、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、19節負担金補助及び交付金です。地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金3,758万9,000円、介護ロボット導入支援事業補助金435万6,000円、この2つの事業についての具体的な説明を求めます。

4目障害者福祉費、これも46ページです。15節工事請負費で町有施設障害者等用駐車場整備工事123万2,000円、この事業内容についても具体的な説明を求めます。

47ページに移りまして、14目臨時福祉給付金給付事業費で7節賃金で臨時雇用112万8,000円、これにつきましては雇用期間とこの賃金で何名を雇用する予定なのか説明をお願いします。

同じく20節の扶助費で臨時福祉給付金経済対策分4,050万円です。紀美野町のホームページにもお知らせが告知されています。臨時福祉給付金給付事業の給付手順について具体的な説明をお願いします。

6款商工費に移ります。51ページです。2目観光費、15節工事請負費で遊具設置工事105万1,000円でふれあい公園の遊具という説明でありました。これも事業内容の具体的な説明をお願いいたします。

7款土木費に移ります。52ページです。2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費で工事請負費、町道補修及び舗装、生活関連工事700万円の計上です。この当初予算は3,000万円で、これを加えると3,700万円ということになります。この町道補修及び舗装、生活関連工事費は平成27年度が3,200万円、平成26年度は3,500万円の当初予算計上で、当初予算では年々減額傾向が続いています。しかし、平成27年度決算額は4,831万5,960円ということで、26年度の4,760万7,000円を若干超えています。

いわゆる申し上げたいのは、年々補修工事費が決算額ではふえていますので、この質疑としては、700万円の補正では、私的にはこれはかなり不十分ではないかと思うんですが、その点についての答弁をお願いします。

それから、同じ52ページの2目道路橋りょう新設改良費、13節の委託料でトンネル定期点検業務委託料が622万7,000円の減額となっています。トンネルという

ことで安全の確保ということでの点検だと思うんですが、この減額の理由について説明をお願いします。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長 (湯上ひとみ君) 田代議員の御質疑のまず初めに46ページの地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金について具体的に説明という御質疑であったかと思います。

これにつきましては、小規模多機能型居宅介護事業所整備につくものでございます。これにつきましては、ずっと公募してきたところ、今回、有限会社えがおが小規模多機能型ホームぽっかぽかというところを整備するということになりました。現在のところ動木地区で登録定員29人、通い15人、宿泊5人を予定しております。それにかかるものでございます。

内訳につきましては、地域密着型サービス施設等の整備事業3,200万円と、施設開設準備経費等支援事業558万9,000円の合計となっております。

次に、介護ロボット導入支援事業補助金についてでございます。これにつきましては、財源は平成27年繰り越し分として、平成28年度地域介護福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護福祉空間整備推進交付金のロボット等と導入支援事業特例交付金を使って行うものです。

目的につきましては、介護ロボットの普及により働きやすい職場環境の整備による介護従事者の確保及び介護ロボットを活用した高齢者の見守り支援の実施により介護離職の防止のために行うものです。種類としましては、移乗介助とか移動支援、排せつ支援、見守り、入浴支援のいずれかの場面で使えるものということになっております。

現在、町内全ての事業所に通知して申し込みをかけたところ、これにつきましては、4事業所、5つの事業を対象としてなっております。実は上限額が初め国のほうで300万円とうたっていたんですけども、もろもろ変更がありまして、上限額92万7,000円に変更されたところなんです。5つの事業が対象町内にあるんですけども、1事業所のみ64万8,000円と上限額を切れているものがあります。1事業所のみモバイルアシストスーツといいますか、それがあつんですけども、ほかは全て見守りのためのロ

ボットの購入になっております。

続きまして、町有施設障害者等用駐車場整備工事につきまして、これは町内にあります障害者等用駐車区画を青色に塗るという工事についてでございます。現在、町内19カ所を青色に変更することを予定しております。

具体的には、美里支所1、総合福祉センター5、文化センター3、のかみふれあい公園4、スポーツ公園2、スポーツ公園の体育館2、農村センター2を予定しております。

続きまして、臨時福祉給付金、47ページの臨時雇用の雇用期間と何人雇用するかということでございます。

雇用人数につきましては、雇用期間があるんですけども、本庁と福祉センターと支所、それぞれ3カ月、5カ月、2カ月を予定しております。1名ずつで3名を予定しているところでございます。

それと、臨時福祉給付金の手順につきましては、本給付金の対象と思われる方に申請書類をまず郵送しております。対象者は、本庁、福祉センター、支所の3カ所へ申請書を提出いただく、または郵送での受け付けも行っております。特に身体的な状況等で役場等に来れない方は、いろんな方の協力を得て申請していただいているということもあります。

次に、申請を受け付け審査した後、申請者の指定口座に給付金を振り込ませていただいております。審査等の関係から、申請していただいてから半月から1カ月後の振り込みとなっております。

以上でございます。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、湯上君。

(産業課長 湯上章夫君 登壇)

○産業課長 (湯上章夫君) それでは、私のほうから51ページの6款商工費、1項2目観光費の15節工事請負費で遊具の設置工事につきまして、内容はどのようなものかということにお答えいたします。

この遊具につきましては、紀美野町のかみふれあい公園のノアディ城の上のほうの部分へスイングボードというものを設置いたします。このスイングボードというのは、船や飛行機の形をしたもので、3人ぐらいその上へ手で持って乗れて、それが横に揺らすというような形状のものでございます。

以上でございます。

(産業課長 湯上章夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦 登壇)

○建設課長 (井村本彦君) 52ページをお願いします。

田代議員の質疑にお答えをさせていただきます。

7款土木費、2項道路橋りょう費の1目道路橋りょう維持費の700万円の増額についてでございます。

例年に比べてトータル額が若干3,700万円ということで少なくて大丈夫かという御質疑であったかと思われませんが、この700万円に関しては、要望箇所、緊急性、財政協議、総合的に判断をさせていただきまして置かせていただいております。工事の予定といたしましては、約13カ所施工する予定になってございますので、御理解を賜りたいと思います。

続きまして、同じく2項道路橋りょう費の2目道路橋りょう新設費の13節トンネル定期点検業務委託料の減額でございますが、こちらに関しましては入札差額による減額でございます。

以上でございます。

(建設課長 井村本彦 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 5番、田代哲郎君。

○5番 (田代哲郎君) 46ページ、民生費、2目社会福祉費の中の老人福祉費、地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金、小規模多機能事業所の設置に対する補助金ということで、ホームページに出ているのでは応募者は1事業所しかなかったようで、有限会社えがおという有限会社が事業に当たるということでございます。事業開始予定は来年の4月からということで、この事業所は、今現在どんな介護保険事業を展開しているのか、その点だけお願いいたします。

それから、障害者福祉費の工事請負費についてはわかりました。

賃金についても3名で、具体的に月何ぼになるのかなという計算はちょっと急にはできないのでよろしいんですが、扶助費のほうで4,050万円の臨時福祉給付金です。申請等の手順についてはよくわかりましたが、27年度の給付率は何%程度だったのか答弁を求めます。

51ページの観光費で工事請負費はスイングボードという非常に楽しそうなあれですが、そういうふうにおもしろくなればなるほど公的に設置された後、事故というんか、落ちたりとかそんなことが起こってしっかり点検をやっていただかないとかなり難しいかなという気がします。せっかくそういうふうにいろんな遊具を追加していただくんですが、あの遊具が設置されている場所の樹木が最近非常に大きくなってきてなかなか遊具が見えないというんか、そういうこともあってせっかく芝生広場へ来ても奥にどんな遊具が置いてあるのかということもなかなか、だから、遊具の整備に合わせて周辺の樹木を少し整備したほうがいいんじゃないかと思います。その点どうなのか。

土木費で道路橋りょう維持費の中の700万円で今現在申請が出て、その中で重要なもの、優先順位を見て、ということは、またいろいろ出てきたら、それに合わせて補正していくということでしょうけども、ずっと前の話ですが、この議会で一般質問の中である議員さんが、当初予算額が少なすぎるんじゃないかと。3,000万円というんじゃないしに思い切って1億円ぐらい置いといたら、1億円も要らんとするんですけど、もっとやっぱり当初予算額は、こんなにして補正ばかりを積み上げていくんだったら、申請を出しましてもなかなかしてもらえないという区長さん方の話もありまして、そういうことでもう少しふやすことはできないのかもう一度答弁を求めます。

道路橋りょう新設改良費のトンネル定期点検業務委託料です。

入札差額ということで、多分工事請負費ではなくて、いわゆる委託料なので減額、入札でこれだけ差額を出してもやっていけるということだと思うんですが、その点についてもどうしてこれだけトンネルの安全に関する事なのでどうしてこれだけ入札で下がっても事業所がやっていけるのかどうかについて答弁を求めます。

以上です。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時40分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時41分）

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 田代議員の再質疑にお答えいたします。

46ページの小規模多機能型居宅介護事業所の今どのような介護保険事業所をしているかという御質疑でございます。

これにつきましては、訪問介護事業と居宅介護支援事業でございます。ヘルパー事業とケアマネ事業になります。

次に、47ページの臨時福祉給付金の扶助費の27年度の給付率は87%でございました。ただ、このパーセントにつきましては、対象者が説明させていただきますと、対象外になる方が市町村民税の課税者に扶養されている場合は対象外となっているということで、町外の課税者の方に扶養されている状況が本町では把握できませんので、それを対象として分母に入れさせていただいているのでなかなか100%にはなりづらい状況ではあるかと思えます。これにつきましては、一応通知はさせていただいているところです。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、湯上君。

○産業課長（湯上章夫君） それでは、私のほうから、いい遊具があるのに付近の樹木が生い茂ってきて見えないのではないか、もったいないのではないかというような御質疑にお答えいたします。

非常にあの施設周りは、春からは緑の中にあり、あのカラフルなものが浮かび上がったり、見え隠れしたり、落葉のころにはまた自然とマッチした景観になってきております。このマッチしているのがいかにもというような時期がございましたら、そういうことに注意しながら、改修が必要であると判断としたときには、またそういう整備を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 私のほうから、田代議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

52ページの土木費の道路橋りょう費の道路橋りょう維持費の15節工事請負費の700万円についてでございます。

もう少し当初からふやせないのかということでございますが、こちらの予算に関しては、補助金等々補填のないもので町の単費でやっているものでございます。全体予算と

いたしましても、最近シーリングというのがございまして、年々枠等々がございまして限られた範囲の中で当てはめていかなければならないということで、確かに議員おっしゃるように、これをふやせれば住民生活も非常に喜んでいただけるのはわかっておるのではございますが、限られた予算の中でつけているということで御理解を賜りたいと思っております。

それから、もう1点、2目の道路橋りょう新設改良費の委託料のトンネル点検委託料の入札差額の安いということで、どうして安くしてやっていけるのかということでございますが、委託料に関しましては、材料等々はございませぬ。ほぼ人件費、点検に要する機械代であると思っておりますので安くなるんであらうと思っております。

それと、もう1点は、このトンネル点検というのは、平成26年度から義務化されたものでございます。国の歩掛等々も1本のトンネルに対しての調査等々制度は出ているとは思いますが、今回うちでは7本トンネルを同時に出してございます。その関係もございまして安くできたというふうに考えてございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 臨時福祉給付金給付事業について再々質疑をいたします。

87%の給付率で、その中には対象者を特定して通知を出しても、その中に要するに生活保護を受けている人とか、扶養されている人とかは対象外の人を特定できないので、そのためにはそういう純粋な対象者以外の人が入っているんで、それが87%という給付率になるということで、それはそれで仕方ないって、そうだと思うんですが、対象者であって申請ができないというんですか、なかなか本人は来れないし、郵送でというてもなかなか難しいし、家族の誰かがかわりに申請に行ってくれば問題はないわけですけど、それもなかなかうまくいかないという、そういう申請ができないということで給付を受けられないという人があるのかどうか。

それから、であれば、今後どんな対応策を実施したいと考えておられるのかどうか、その辺について答弁を求めます。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 田代議員の再々質疑にお答えいたします。

臨時福祉給付金の対象者であって申請ができない状態の方についてはどうするのかという事です。

対象の方で相談とか電話の問い合わせがあれば、出向いてでも対応についてはさせていただくことになるかと、そのように考えております。

以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 若干についてお聞きしたいと思います。

1つは、44ページ、総務費の総務管理費の中の需用費、修繕料140万円、これはギャップファイラーに関する修繕料ということでございますけれども、これは基金を充当しているわけですね。基金というのは、1回3万円払ったらそれについてはなにしないということであります。これについて基金というものは決まった金額でしかありません。今後、耐用年数が過ぎてくるとだんだんと金額もふえていくかというふうに心配するわけでございますけれども、これについて一般会計等のところからとか、そういうふうなところは考えてないわけですか、お聞きしたいと思います。

それから、46ページ、民生費の社会福祉費の中の10目長谷毛原健康センターの修繕料で15万円、これはエアコンということでございますけれども、ここのところでさきの一般質問でも申しましたけれども、総合法の関係で給付費が減ってくると、そういう心配があるわけでございますが、この健康センターでそういう事業してくれている美里園ですけれども、今後ともやっていってもらえるのかどうか、その辺聞きたいと思えます。

それから、もう1点、51ページ、山村振興費の中の総務費の中の負担金補助のグリーンツーリズムの100万円、これは民泊というふうに関会日に説明があったと思えますけれども、これについての説明をお願いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） それでは、私から美濃議員の御質疑にお答えをいたし

ます。

44ページの需用費の中の140万円、修繕料、これは議員おっしゃられたとおり、ギャップフィルターの修繕でございます。

現在、基金が約7,500万円積み立てております。今回もこれを取り崩して140万円を修繕費に充てるものでございます。したがいまして、現時点では、この基金を利用しての修繕を考えておりますので御理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁といたします。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長 (湯上ひとみ君) 私からは、美濃議員の御質疑の46ページの長谷毛原健康センターの修繕につきまして、あそこでは美里園がデイサービスをやっていることで新総合事業に移ったときの給付費など、あそこを使ってやってくれるのかという御質疑だったかと思えます。

一般質問のときにも答弁させていただいたように、給付の報酬につきましては、近隣の市町村だけではなく、町内事業所の方々と相談もさせていただいて検討しているところでございます。その中では美里園さんも入っていただいて検討しているところでございまして、現在のところは撤退という話は出ておりません。ただ、今回の修繕にありますように、利用していただいている中でエアコンのエラーの発生でとまりがちになっているということも聞いておりまして、早急にデイサービスの運営がうまくいくように配慮させていただいたために今回補正ということで出させていただいております。

私どもは、あの地区にデイサービスを続けていただけるように今後も検討していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) まちづくり課長、西岡君。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 登壇)

○まちづくり課長 (西岡靖倫君) 美濃議員の御質疑にお答えしたいと思います。

グリーンツーリズム推進事業補助金と申しますのは、農山村での観光客の受け入れを通じ、農林漁家の業者の所得向上を図るための地域内での連携施設と協力しグリーンツーリズム推進事業を実施するもの及び団体を支援するための予算でございます。

主なものとしまして、幾つかあるのですけれども、市民農園の事業というもの、また農林家民泊事業、観光農園交流施設の事業、地区推進事業と4つがあります。この中で今回は農林家民泊事業と申しまして補助するものでございます。全体予算の3分の2の助成額を今回計上させていただいています。そのうちの2分の1は県から町のほうに入ってくる事業でございます。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 44ページのギャップフィラーなんですけれども、今回は基金の取り崩しを140万円して工事をすることですけれども、それについては今後本当に大丈夫かどうか、今もう7,500万円しかないんです。7,500万円もあるとしかとでは大きな違いがあるんですけれども、何にしてもこれから高齢化してきた方々がこの町にあるからということで余り毎月の経費が要らないようにこういうギャップフィラーでやるということで、町長が判断されてきたわけですから、引き続き運営していかなくやならんというふうに思うんですけれども、その辺の対策からこの取り崩しをしていくことについてどうであるのかなというふうに思うんですが、それについての考えをもう一度お聞きしたいと思います。

それから、グリーンツーリズムの51ページなんですけれども、これは100万円であると。3分の2補助ということで具体的にはどういうふうにこの100万円が執行されていくのか聞きたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） それでは、美濃議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

確かに美濃議員が危惧されるように、基金が今後ふえていくという要因は本当にありません。現在7,500万円の基金があるということで、まだ将来的な協議は行っておりませんが、やはり今後これがだんだん減っていくというのは确实でございますので、協議してまいりたいと思いますので御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君） まちづくり課長、西岡君。

○まちづくり課長（西岡靖倫君） 今回のグリーンツーリズム推進事業補助金に関

しては、民泊を開設しようとする方が1件ございまして、看板とか、またはその施設内の畳とか消防関係のことをクリアするための機材の導入とか、施設内の扉を変えるとかというようなことで予定されています。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 51ページのグリーンツーリズムで1件新たにということ、現在何件の民泊事業がされているのか。

それから、子供たちを泊まらせていたりということによく聞くんですけども、採算性とかその辺のところは十分にとれているのかどうか、それについてお聞きしておきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） まちづくり課長、西岡君。

○まちづくり課長（西岡靖倫君） 美濃議員の再々質疑にお答えしたいと思います。

現在、農家民泊を開設されている方は20件ございます。そして、新たに本年度中に開設しようとする方が2件ございます。

そういった中で、子供たちの受け入れというのを現在やっております。平成28年度におきましては、4校の受け入れがございます。高野山小学校、有功東小学校、あやの台小学校、雑賀崎小学校とそれぞれに民泊先に割り当てて行っています。

そういった中で採算性においては、1件当たり5,000円の宿泊料または体験料というような形で出しておりますので大きなもうけにはなっておりませんが、採算には合っているかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時02分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時02分)

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

1番、南 昭和君。

(1番 南 昭和君 登壇)

○1番(南 昭和君) それでは、私のほうから1点だけお聞きしたいと思います。
41ページをお開きください。

17款給付金、2目の中でふるさとまちづくり応援給付金ということで、今回の補正が1,165万円というふうになっております。これは1,165万円の寄附があったということでよろしいかと思うんですけども、たしか平成27年4月から平成28年4月までの1年間を通しますと恐らく寄附金は13件において48万円やったと思うんです。今回このように4月から1,165万円と、大体26倍ぐらいにわたる寄附金が得られた。その中の詳細、大口の寄附者がおられたのか、それとも件数がふえたのであるか、その辺の詳細をお聞きしたいと思います。

(1番 南 昭和君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷昌弘君 登壇)

○企画管財課長(中谷昌弘君) それでは、ただいまの南議員の御質疑についてお答えをいたします。

第17款寄附金、1項寄附金、2目ふるさとまちづくり応援寄附金、1節ふるさとまちづくり応援寄附金でございます。

今回1,165万円の補正を行ってございます。これにつきましては、平成20年度からふるさと納税という制度を導入してございます。また、本年9月から導入いたしましたふるさと納税総合サイト、いわゆるふるさとチョイスというところで導入いたしました寄附金の増加も合わせて1,165万円という補正をお願いするものでございます。

内訳につきましては、ふるさとチョイスに伴う寄附金の増加ということで513名分、これは1万円に対して513名分を考えてございます。それと、今回100万円以上の御寄附をいただく方が2名ございましたので、その分が大きく増加した要因と考えてございます。

それと、議員おっしゃるとおり、平成27年では48万円ということでもございました。現時点ではございますが、平成28年11月末時点ではございますが、寄附件数は約418件となっております。そのうちふるさとチョイスのクレジット決済といいますか、そのチョイスを利用して寄附をいただいたのが371件、その他通常の口座振込もしく

は納付書払いでいただいた件数が47件ということになってございます。先ほども御説明しました、この中に100万円以上の御寄附された方が2名いらっしゃるということでございます。

以上、答弁といたします。

(企画管財課長 中谷昌弘君 降壇)

- 議長 (小椋孝一君) 1番、南 昭和君。
- 1番 (南 昭和君) 今の答弁でしたら418件ということですね。
- 議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時08分)

再 開

- 議長 (小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時09分)

- 議長 (小椋孝一君) 1番、南 昭和君。
- 1番 (南 昭和君) この結果を踏まえますと、去年1年間では13件という結果、ただ単に9月からふるさとチョイスを始めて電子決済ができると。ただ単にこれだけの爆発的な513件という数字は出てこないと思います。こういったことを踏まえてでの検証結果といいますか、その辺は役場としてはどのようにお考えしていますか、それをお聞きしたいと思います。
- 議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。
- 企画管財課長 (中谷昌弘君) ただいまの南議員の再質疑にお答えをいたします。

先ほど御説明をしましたが、11月末現在で418件という金額にすると1,000万円を超えるような御寄附をいただいている現状でございます。

いわゆるその分析ということになるんですが、現在、ふるさとチョイスといいますか、ふるさと納税の返礼品につきましては、現在のところ19品目となっております。その中でやはりほぼ返礼品の中で全ての面において御希望がある商品、全くないという商品はございませんでした。その中でやはり特に上位を占めるのが季節限定といいましょうか、柿であったりミカンであったりという申し込みが大変多うございます。それがやっぱり季節限定ということで、それをふるさとチョイスの中から見られた方が、その辺

を見られて季節限定ということで大きく数が伸びたというその結果が主なものであろうかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 1番、南 昭和君。

○1番（南 昭和君） 私もそういうふうに思います。以前の議会から私もこの議会の場で申し上げました。それは紀美野町はたくさんいいものがあると、これをもっともっと全国の皆さんにお知らせしましょうということで、それをふるさと納税というツールを使って結果的には自主財源をいただく、加工しようと、そういうような話をさせていただいたと思うんです。

そういった中で、去年までの段階でしたら返礼品と言われるものが3つしかなかったんです。それからことしの4月1日からは1万円以上100万円までには16品目と、100万円以上にはたまゆらとかかじか荘、だるま湯ですか、その1泊2日の宿泊券ということの返礼にしていると思うんです。そしたらそのことを踏まえたと、私はせっかくこうしてこういう新しいふるさとチョイス、電子決済できる試みもそうです。それで、そういった返礼の枠もふやしていった結果が、去年の13件から513件という爆発的な増加につながっていると思うんです。

ということは、私、今回のくくりでも1万円から100万円って大体1つの返礼品が3千円ほどやと思うんです。100万円以上の案件に関しては3万円ぐらいの返礼やと。それをもうちょっと細分化すると、もっとも組み合わせるとか、先ほど宿泊施設の中でもグリーンツーリズムですか、そういう民泊施設の補助金100万円、今現在稼働しているのが20件の民泊施設があると。そういうことでしたら、そういうところも組み入れた形でこの紀美野町をもっと知っていただく。そのことによってもっとももっと、ふるさと寄附金という形での自主財源確保に向けてのそういった取り組みというのをこれからどんどんすべきだと私は思うんですけれども、町の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 南議員の再々質疑にお答えをいたしたいと思います。

もう議員おっしゃられるとおり、議員の御提言等によりまして実は品目をふやし、そしてまたコンビニ等のそうした金融機関の受け入れをしていったと。そうした中で今の千百万というものが出されてきました。まだまだこれから100万円以上について、かじか荘の宿泊券とか、また、だるま湯の宿泊券とか、そういうことになっておりますが、

やはり100万円してもうて1万円か2万円の返しというのちょっと私も疑問を感じるところでございます。議員御提言のとおり、また再検討しながらやっていきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。
これから議案第84号に対し討論を行います。
反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。
これから議案第84号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第85号 平成28年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第6、議案第85号、平成28年度紀美野町国民健康
保険事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。
これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 平成28年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号）について質疑をいたします。
65ページをお願いします。

歳出、介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金です。19節負担金補助及び交
付金、介護納付金が261万9,000円の減額補正となっています。この減額補正に

ついて説明を求めます。

それから、66ページの9款諸支出金です。3項基金費、1目財政調整基金費、25節積立金です。財政調整基金積立金が2,008万6,000円ということになります。積み立て後の基金の残高はどうなるのか答弁を求めます。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長 (増谷守哉君) それでは、田代議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、65ページの介護納付金でございます。

補正額261万9,000円でございます。これにつきましては、本年度の変更決定がございまして、これに伴う補正となっております。

それから、基金の残高ということでございます。

当初、平成27年度決算時においては5,026万1,000円ございました。今回2,008万6,000円ということでございます。これが追加されるということで計7,038万5,000円の残高ということになってございます。

以上でございます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) 1点だけお聞きします。

64ページ、保険給付費の高額療養費、ここで1,600万円ということが上がっておりますけれども、これについてそういう高額療養についてのそういう事例がふえたのか、その辺だけ聞きたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長 (増谷守哉君) 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

64ページが一番下でございます。一般被保険者高額療養費の1,600万円でございます。

この予算、当初置かせていただいているんですが、平成25年から27年度までの実績に基づく推移において1億2,522万2,000円置かせていただいたところでございます。ところが平成28年度4月から10月までの期間、7カ月なんです、これで予算が1億2,522万2,000円あるところ8,223万円の支出があったということで、実質7カ月なんです、出ている分については8カ月既に出ているという推移の中で、不足分を置かせていただいたということでございます。

以上です。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

- 議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。
- 11番（美濃良和君） そのふえたということについては、何か理由が考えられるわけですか、お聞きします。
- 議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。
- 住民課長（増谷守哉君） 美濃議員の再質疑にお答えさせていただきます。

やはりここ数年見てみますと増加傾向にあるということは、わずかな増加なんです、上がってきているという状況であります。

この原因につきましては、医療の高度化とか、以前にもちょっと説明させてもらったことがあるんですが、高齢者の67歳、68歳の方の人口割合が非常に大きい部分がございます。団塊の世代ということでありまして、それがだんだん年をとっていきにしたがってやはり病気をしやすいということで、高額医療の分野についてもそういう形が原因になっているのかなということで考えてございます。

以上です。

- 議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。
- (「なし」の声あり)

- 議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第85号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

- 議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これですべての討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第86号 平成28年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長 (小椋孝一君) 日程第7、議案第86号、平成28年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第86号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第87号 平成28年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

○議長 (小椋孝一君) 日程第8、議案第87号、平成28年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これでは質疑を終わります。

これから議案第87号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第88号 平成28年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長 (小椋孝一君) 日程第9、議案第88号、平成28年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番 (田代哲郎君) 1点だけ質疑を行います。

91ページ、歳出、保険給付費、介護サービス等諸費、3目施設介護サービス給付費で19節負担金補助及び交付金、施設介護サービス給付費が1,800万円の減額補正になっております。全体にサービス給付費については伸びているんですが、この施設介護サービス給付費のみ減額になっている理由について説明を求めます。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長 (湯上ひとみ君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

91ページの施設介護サービス給付費の1,800万円の減額についてでございます。
これにつきましては、27年度と28年度現在までの分についての推計でこのように
出させていただきます。

大きな要因といたしましては、介護療養型医療施設の施設入所者の減と給付の減が大
きく影響しているかと考えます。ただ、老人保健施設は少し上昇傾向ですが、老人福祉
施設につきましてもやや減少傾向でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第88号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第89号 平成28年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予
算(第1号)について

○議長 (小椋孝一君) 日程第10、議案第89号、平成28年度紀美野町農業集
落排水事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第89号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第90号 平成28年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算
(第2号) について

○議長 (小椋孝一君) 日程第11、議案第90号、平成28年度紀美野町野上簡
易水道事業特別会計補正予算(第2号)について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第90号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第91号 平成28年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算
(第3号) について

○議長（小椋孝一君） 日程第12、議案第91号、平成28年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第91号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第92号 平成28年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第13、議案第92号、平成28年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第2号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第92号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第93号 紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(小椋孝一君) 日程第14、議案第93号、紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) 紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めるために、国家公務員に係る規定の改正内容に準じて地方公務員の育児支援、介護支援に係る規定の改正に伴う条例の改正ということで、育児休暇等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の看護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子などを加えると。介護休暇取得可能期間を3つの期間に分割して取得できるようにする。介護休業とは別に連続する3年の期間内において介護のために1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができるようにする。介護中の申し出ができる非常勤職員の要件を緩和するというので、介護休暇とか育児休暇等については取りやすくしていくということで、条例を変えていっても環境を整えるということと、職員への周知ということが大事ではないかと思えます。その点についてどう考えておられるのかお伺いします。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) 田代議員の御質疑にお答えをいたします。

この条例の一部改正後の職員の周知ということでございますが、もちろん職員労働組合にも詳しい説明もさせていただきますし、また、町職員全員にこういうふうな改正が

あったということを丁寧に説明いたしたいと思います。

そして、周知の上でこういう取りやすい環境をつくっていただくことでありますので、必要な方の申請を受けて、そして、それを承認してまいりたいと思っておりますので御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁といたします。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第93号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第94号 物品購入契約の締結について

○議長 (小椋孝一君) 日程第15、議案第94号、物品購入契約の締結について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番 (田代哲郎君) いつもこういう物品購入契約の締結の場合に同じ質疑をしているんですが、まず応札業者数とそれぞれの社名まで答弁できればお願いしたいと思うんですが、それから、それぞれの入札価格について答弁を求めます。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

業者名は、今ちょっと手元にはないので済みません。

まず、業者の選定委員会で選定されたのが15社でありました。そして、この内訳として、町内業者が6社、町外業者が9社でありました。そして、11月30日に入札がございました。このときに入札に参加された業者が8社でありました。町内が4社で町外が4社の合計8社で入札をしていただきました。

予定価格が税込みで4,591万800円でありまして、これに対して落札額が1,571万6,160円ということでありまして、予定価格に対しての落札率は34.2%でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 5番、田代哲郎君。

○5番 (田代哲郎君) 予定価格4,500万円を超えているのに落札価格が1,500万円で34.2%の落札率って、普通は物品ではそういうことがあるのかもわかりませんが、ちょっと差が大き過ぎないのかなと。それでちゃんとしたものが納入できないとは言わないんですけど、パソコンの内容とか、いわゆるメーカーとかは指定されて入札をするんですか、その辺ちょっと聞かせてください。

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、細峪君。

○総務課長 (細峪康則君) メーカーの指定はございませんが、一定の規定、基準は設けております。

それから、予定価格が若干高く設定されていたのではないかとということでもありますが、これは家庭用のパソコンではございませんで、役場職員が一般事務を行うノートパソコンであります。

通常、量販店でよく見かけるような安いパソコンという値段は余り参考にはなりません。ですから非常に予定価格を設定するのは、そういうチラシとか、そういうものを参考にはならなかったもので若干高く設定しておったということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 私も病院で勤務しているところは、いわゆるプロフェッショナルの余分な家庭用に入っているあれは全部なくて、そういうあれを使ったんですけども、非常に入札ですか、1台当たりの価格はそれのほうがぐっと下がるはずなんですけど、4,500万円余りと言ったら、いわゆる家庭用のパソコンでもこんなにはしないだろうと思うんですけど、予定価格の設定というのは、こういう場合何を参考にされているのか、その点だけ答弁を求めます。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） やはりこれは定価をもとにしておりますので、余り値引きとか、そういう部分の価格は想定しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） まず、15社が入札に応じたということで結局8社ということなんですけども、大概この質疑の中で業者等について、また入札の金額等について聞いておりますから、これは準備しておいてほしいと思うんです。

それと、参加業者が町内4社と、最終的に6社やったけれども、4社になったということなんですけれども、これは町内業者を優先させていくということで以前から来ていると思うんですけれども、これについてはどうであったのか。

それから、最高、最低制限価格、これ最低はなかったのかわかりませんが、入れたのか、また、それについて失格があったのかどうかお聞きしたいと思います。

あと1台は幾らで、パソコンはどこのメーカーになったのかもお聞かせいただきたい。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） それでは、美濃議員の御質疑にお答えをいたします。

私が今手元にある15業者ですね、この業者名は申し上げますので申し上げます。中谷電気工業所、増田電気、ながみね農業協同組合野上支店、NEWLIFEナカオ、和興事務機、有限会社パナルック西山、NECネッツSI株式会社和歌山営業所、日本

電気株式会社和歌山支店、リコージャパン株式会社和歌山支店、株式会社富士通エフサス
和歌山支店、富士電機ITソリューション株式会社和歌山営業所、株式会社富士通マ
ーケティング和歌山支店、株式会社サイバーリンクス海南支店、有限会社カワカミ、株
式会社TKC、今申し上げましたのが15業者でございます。

それから、最低制限価格はないのか、設けていなかったのかということでござい
ますが、これは設けておりません。

そして、1台あたりは幾らになったのかという御質疑ですが、これに関しては約9万
2,000円になります。

それから、どこの製品であるのかということでございますが、これはNEC製のノー
トパソコンでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 今お示しいただいたわけでございますけれども、34%
という低い率で落ちているんですけれども、これで業者はやっていけるわけですか。先
ほど田代議員も質問されましたけれども、そういう今、低入札について問題が出てきた
りもしているわけなんですけれども、昔の1円入札ということで一旦入ってしまえば後でい
ろんなもうけがあるということなんでしょうけれども、こういうふうなことで正当な入
札ということにはなっているんですか。町内業者が一応4社参加したわけなんですけれども、
この辺のところからしてもやっぱり低ければいいわということにならんとするし、低い
かわりに何かでもうけがあるというふうなことであるんか、そういう正当な入札という
ふうを考えていいのかどうか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時47分)

再 開

○議長 (小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時47分)

○議長 (小椋孝一君) 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 議員のおっしゃられる町内業者の育成、また正当な価格、
こういう御質問であろうかと思えます。

町内業者の育成については、いろいろ極めてそれに力を入れておるところでございますが、やはりこうした案件については町外業者も入れて、そしてそんな中でやっていくべきではないかというふうに考えます。といいますのは、もう皆さん御承知のとおり、以前にもございました。そういうことも防ぐ、そうした意味合いもあろうかと思えますのでひとつ御理解を賜りたい。

それと、適正な価格、これほど難しいことはございません。ちょうど県に私おったときに1円入札がございました。これは道義的におかしいん違うかというふうなことがございましたが、やはり入札ということに対しては成立ということでございます。適正な価格等々については、人それぞれが違います。

そんな中でやはり34.2%という価格で落札されたら、それは正当な価格であろうというふうに判断いたしております。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今、町長のほうからも答弁いただいたんでございますけれども、何にしてもこの町内業者4社というのは大体幾らの金額を入れたわけですか。談合を防ぐという意味で5社以上とか、そんなところがあると思うんですけども、実際15社入れてここまでやってきて、ちょっと今の名前を見ている限り町内業者としては大変入札の上では戦いにくいなというふうに思うんですが、その辺のところはどうであったのかお聞きしておきたいと思えます。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 町内業者さんの応札の金額というのは、詳しいものは私はここには持ち合わせはないんです。ただ、記憶では、恐らく税込みですと1,700万円かという町内業者さんの数字もあったかと記憶しております。ですから、非常に僅差でこのカワカミが落札したというふうに考えておりますので、町内業者が全く歯が立たなかったというお考えには当たらないように思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第94号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16　議員派遣の件について

○議長（小椋孝一君）　　日程第16、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第128条の規定に基づいてお手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、原案のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第17　閉会中の継続審査の申し出について（産業建設常任委員会）

○議長（小椋孝一君）　　日程第18、閉会中の継続審査の申し出について議題とします。

産業建設常任委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第1号について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第18 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）

◎日程第19 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）

◎日程第20 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○議長（小椋孝一君） 日程第18、日程第19及び日程第20、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員長から、次期定例会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する全ての事項について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長(小椋孝一君) これで本日の会議を閉じます。

平成28年第4回紀美野町議会定例会を閉会します。

(午前11時55分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年12月9日

議 長 小 椋 孝 一

議 員 北 道 勝 彦

議 員 向 井 中 洋 二